

令和7年度情報セキュリティ監査（β¹モデル）
業務委託仕様書

令和7年7月

那須塩原市

1 件名

令和7年度情報セキュリティ監査（β⁺モデル）業務委託

2 背景と目的

現在、那須塩原市（以下、「本市」とする）では、ネットワーク構成としてβ⁺モデルを採用している。β⁺モデルでは、従来モデル（αモデル）と比較してインターネットからのリスクが増加し、より高度なセキュリティ対策の確実な実施が必要になる。

このことから、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下、「総務省ガイドライン」とする）では、必要な情報セキュリティ対策が実施されていることを定期的に確認するため、情報セキュリティに関する外部監査を実施するよう求めており、本件はこの監査業務を委託するものである。

3. 発注部署

那須塩原市企画部デジタル推進課

4 作業場所

那須塩原市役所西那須野庁舎 ほか

5 監査期間

令和7年9月8日から令和8年2月28日まで

6 支払方法

1回（精算払い）

7 業務内容

「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を基に、本市の実情にあった監査項目を抽出して、助言型監査を実施すること。なお、技術的検証の実施も含まれることに留意する。

8 適用基準

(1) 必須とする基準

ア 那須塩原市情報セキュリティポリシー

イ 那須塩原市情報セキュリティに関する各実施手順書

ウ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）

エ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）

(2) 参考とする基準

ア 那須塩原市情報セキュリティ監査実施要領

イ 那須塩原市個人情報の保護に関する法律施行条例

ウ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、本市と協議して採用するもの

※ (1)のア及びイ、(2)のアについては、受託者決定後に提示する。

9 委託先に求める要件及び参加資格提出方法

(1) 受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）に登録されていること。

(2) 受託者は ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(3) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。

(4) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。

(5) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人（CISA）

ウ 公認システム監査人

エ ISMS 主任審査員

オ ISMS 審査員

カ 公認情報セキュリティ主任監査人

キ 公認情報セキュリティ監査人

(6) 監査チームには、監査の効率化と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）

(7) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

(8) 過去3年間において、下記業務を行った実績があり、総務省ガイドライン及び地方公共団体における情報通信ネットワークの3層構造について、十分な知識を有すること。

ア 地方公共団体における情報セキュリティ監査

- ※ (1)、(2)、(5)、(6)は様式1により提出
- ※ (3)、(4)については任意の様式で提出とし、1枚にまとめて記載可
- ※ (7)については発注部署において確認
- ※ (8)については様式2により提出

10 監査調書、監査報告書の様式

(1) 監査調書、監査報告書の作成様式

ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）とし、様式は任意とする。

イ 個々の監査項目ごとに監査結果を詳しく記載した監査調書と、監査結果をまとめ指摘事項等を整理した監査報告書を作成する。監査調書及び監査報告書は書き上がったところで発注部署に開示し、事実誤認等がないか確認を受けること。

(2) 監査調書、監査報告書の宛名

1部を「那須塩原市長」宛てとし、他を「最高情報セキュリティ責任者」宛てとする。

11 監査報告書の提出先

那須塩原市企画部デジタル推進課

12 監査報告会

監査対象となった課室の長及び情報セキュリティ責任者、情報システム管理者に対して、監査結果の報告会を実施すること。不備指摘を行った事項については、必要に応じて内容及び改善策について本市担当者と協議し、助言すること。

13 監査成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を提出すること。

(1) 監査成果物

- ア 監査実施計画書 1部
- イ 情報セキュリティ監査調書 2部
- ウ 情報セキュリティ監査報告書 2部
- エ その他監査実施に係る議事録などの関係資料 1部

(2) 納品方法

- ア 紙媒体 上記のとおり
- イ 電子媒体 1部

14 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本市は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

15 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

(1) 監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、本市及び受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。なお、本市で想定している主なスケジュールは次のとおりである。

現地往査…令和7年12月頃

監査報告会…令和8年1月頃

(2) 資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに本市に返還し、又は破棄するものとする。

(3) 技術的検証

技術的検証については、本市のシステム及び行政 LAN/WAN の運用に対し、支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(4) 再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。

再委託が必要な場合は、本市と協議の上、事前に書面により本市の承認を得ること。

(5) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6) 議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり本市と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(7) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、別紙「栃木県那須塩原市外部委託における情報セキュリティ遵守事項」及び関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(8) 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、本市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

16 その他

業務上、この仕様書に記載されない内容を適用できない場合や、この仕様書に明記されていない事項については、本市と協議のうえ、双方合意のうえで実施すること。

以 上